

令和3年度

「松阪市と三重労働局との雇用対策協定」に基づく事業計画

松阪市と三重労働局は、松阪市域における雇用・労働環境の改善、就労支援の強化、市内企業の人材確保・成長発展を実現するため、松阪市と三重労働局との雇用対策協定に基づき、相互に連携して次の事業を実施するものとする。

1. 就労の広場（求職者相談コーナー）における就労支援

〈協同で実施〉

- ・就労の広場（求職者相談コーナー）において、求職者に寄り添った就労支援を実施し、引き続き市民への就労支援にかかるワンストップサービスを推進する。

〈労働局の担当業務〉

- ・就職支援ナビゲーターによる職業相談、職業紹介及び職場定着支援

〈市の担当業務〉

- ・就職相談員による就労のための総合相談
- ・窓口の周知 P R 活動

効果的な周知を行うことで、利用者数の維持を目指す。

【目標値：年間利用者数 840 件（70 件×12 月）】

2. 対象者ごとの雇用対策・支援

2-(1) 障がい者の雇用対策

〈協同で実施〉

- ・障がい者就職面接会の開催
- ・障がい者雇用促進のための企業に対するトップセールスの実施
- ・障がい者雇用促進のための企業向け講演会（セミナー）の開催
- ・障がい者雇用促進のための優良企業訪問の実施

〈労働局で実施〉

- ・障がいの特性に配慮した職業相談、職業紹介及び職場定着支援
- ・障がい者求人の確保、求職者への情報提供
- ・企業に対する雇用維持・拡大の要請、法定雇用率の達成指導

- ・障がい者就職ミニ面接会の開催
- ・福祉・教育関係施設や職業能力開発施設等との連携やチーム支援
- ・チャレンジ雇用の周知・活用促進
- ・精神・発達障がい者しごとサポーター養成講座の開催

〈市で実施〉

- ・障がい者雇用優良事業所等表彰の実施
- ・障がい者雇用・就労促進・啓発のための市民向け講演会（フォーラム）の開催
- ・就業希望の障がい者に対するハローワーク松阪、就労の広場への誘導
- ・市職員としての採用
- ・第5期松阪市障がい者計画の実施

2-(2) 子育て世代の雇用対策

〈労働局で実施〉

- ・子育て世代の事情に配慮した職業相談、職業紹介及び職場定着支援
- ・仕事と子育てとの両立が可能な求人の確保、求職者への情報提供
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん・プラチナくるみん認定制度」の周知・活用促進

〈市で実施〉

- ・子育て支援サービスの情報提供
- ・就業希望の子育て世代に対するハローワーク松阪、就労の広場への誘導

2-(3) 高齢者の雇用対策

〈協同で実施〉

- ・松阪市シルバー人材センターへの就業機会確保に対する啓発

〈労働局で実施〉

- ・高齢者の特性に配慮した職業相談、職業紹介及び職場定着支援
- ・高齢者求人の確保、求職者への情報提供
- ・生涯現役支援窓口事業の実施
- ・高齢者活躍人材育成事業（委託）の実施
- ・就業希望の高齢者に対する松阪市シルバー人材センターへの誘導

〈市で実施〉

- ・就業希望の高齢者に対する松阪市シルバー人材センター、ハローワーク松阪、就労の広場への誘導
- ・松阪市シルバー人材センターへの高年齢者就業機会確保事業費補助金の交付
- ・高齢者活躍人材育成事業（委託）の実施

2-(4) 生活困窮者等の雇用対策

〈協同で実施〉

- ・「生活困窮者等に対して就労支援を一体的に実施するための協定書」（平成 26 年 3 月 26 日締結）に基づく一体的実施事業の促進

〈労働局の担当業務〉

- ・生活困窮者等に対する職業相談、職業紹介及び職場定着支援

【目標値：窓口における支援対象者数 180 人、就労者数 121 人】

〈市の担当業務〉

- ・生活困窮者等に対する就労のための相談

2-(5) 若年者の雇用対策

〈協同で実施〉

- ・地元企業説明会・面接会の開催

〈労働局で実施〉

- ・U I J ターン等を踏まえた職業相談、職業紹介及び職場定着支援
- ・若年者にとって魅力的な求人の確保、求職者への情報提供
- ・新規学校卒業予定者を対象とした就職面接会の開催
- ・若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定制度」の周知・活用促進
- ・就職氷河期世代（35～54 歳）に対する就職支援の強化

〈市で実施〉

- ・南三重地域の若者の地元就職・U ターン就職に向けた各種対策
- ・高等学校進路指導担当教諭等に対する事業所訪問研修の開催
- ・若年無業者の自立支援事業（セミナー）の開催
- ・就業希望の若年者に対するハローワーク松阪への誘導
- ・企業ガイドブックの作成・配布

2-(6) 外国人の雇用対策

〈協同で実施〉

- ・外国人を対象とした就職面接会の開催など相談支援体制の強化
(急な雇用情勢の悪化が生じた場合に対応)

〈労働局で実施〉

- ・外国人の特性に配慮した職業相談・職業紹介
- ・外国語通訳（タガログ語・ポルトガル語）の配置
- ・外国人の不法就労の防止、適正な雇用管理の指導
- ・外国人を雇用する事業所の情報共有

〈市で実施〉

- ・相談支援が必要な外国人に対するハローワーク松阪への誘導
- ・外国人を雇用する事業所の情報共有

2-(7) その他総合的な支援

新型コロナウイルス感染症に伴う雇用対策に対する支援

- ・雇用調整助成金など各種助成金の周知・活用促進
- ・各種労働相談窓口の周知・活用促進

女性活躍推進に対する支援

- ・女性活躍推進法に基づく「えるぼし・プラチナえるぼし認定制度」の周知・活用促進
- ・「ポジティブ・アクション制度」の周知・活用促進

地元企業や松阪市誘致企業の人材確保に対する支援

- ・地元企業合同就職面接会の開催
- ・松阪市誘致企業に対する就職説明会・就職面接会の開催支援
- ・週刊求人情報の松阪市ホームページでの公開による求職者への情報提供

人材不足分野への就労促進に対する支援

- ・人材不足分野を対象とした就職面接会の開催

移住希望者に対する就労支援

- ・移住促進イベント時における求人情報の提供
- ・移住希望者に向けた求人情報の提供

松阪市産業支援センターとの連携

- ・市内の中小企業や小規模事業者等が抱える課題等を解決するために行う人材確保・人材育成における連携

«注»

- ・上記記述内で「労働局」とあるのは「ハローワーク松阪」を含む。
- ・【】内に令和3年度における目標値等を記載